

議案第 67 号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 特別入院室料（加算額）の項中「別表第 1 第 8 号」を「別表第 2 第 8 号」に改め、同表に次のように加える。

|            |     |   |  |
|------------|-----|---|--|
| 長期収載品選定療養費 | 1 回 | 療養告示第 2 条第 15 号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「長期収載品」という。）の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に 10 円を乗じて得た額に、消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） | 療養告示第 2 条第 15 号に規定する処方等又は調剤に該当する場合とする。 |
|------------|-----|---|--|

別表第 2 育児相談料の項中「別表第 1 第 8 号」を「別表第 2 第 8 号」に改める。

**附 則**

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（特別入院室料（加算額）の項に係る部分に限る。）及び別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加藤 憲一

（理由）

患者の希望による長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養費を定めるため提案する  
るものであります。